

決裁・供覧

件名	文書回答事案事績整理票 (B2022-041)		文書番号			
伺 い 文	件名のことについて、決裁文書案に添付した文書回答事案事績整理票のとおり、 ■■■■■で取下書が提出された旨報告します。 (決裁参考) 本件は、■■■■■に提出された■■■■■からの「取引等に係る税務上の 別紙3参照					
起 案	起案日	■■■■■		受付日		
	部署	国税庁 東京国税局 課税 第一部 審理課		決裁	決裁処理期限日 決裁日 ■■■■■ 施行処理期限日	
	起案者	濱田 麻莉		施行日		
	連絡先	内線 ■■■■■		施行先		
分 類 名 称	大分類	共通 (課税関係)		施 行	施行者	
	中分類	文書回答関係書類			取扱上の注意	
	名称 (小分類)	【■■■■■】文書回答事案 【電子】				
取 扱 区 分	秘密区分			格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日			取扱い制限		
	指定事由			保存	行政文書保存期間	10年
					保存期間満了時期	■■■■■
決 裁 ・ 供 覧 欄	東京国税局 課税第一部 審理官 谷田 雄司 (審理官) 【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 鈴木 敏子 (総括主査 (国税実査官)) 【済】 東京国税局 課税第一部 審理課 上坂 貴世 (主査 (国税実査官)) 【済】					
備 考 欄						

別紙3

取扱い等に関する事前照会」(暗号資産のステークプール運営により受領するステークプールオペレーター報酬及びステーキングにより受領するステーキング報酬の消費税法上の取扱いについて)について、照会者から取下書が提出されたものである。

伺い文(別紙)

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

整理番号 B2022-041

決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係長	係員
	決裁日 [REDACTED]						
	審理課						
	決裁日 (. . .)						
	課						
	決裁日 (. . .)						
	課						

局名 担当者	東京局 審理課 濱田 麻莉 内線 [REDACTED]	関係課		担当者	
-----------	--------------------------------	-----	--	-----	--

照会者	納税者 団体等	(照会者名) [REDACTED]	照会年月日	[REDACTED]
	その他	(役職等) [REDACTED]	審査開始日	[REDACTED]

【照会事項】

暗号資産 ([REDACTED]) のステークプール運営により受領するステークプールオペレーター報酬及びステーキングにより受領するステーキング報酬の消費税法上の取扱いについて

【照会要旨】

[REDACTED] (以下「照会者」という。) は、暗号資産 ([REDACTED]) のステークプールを運営することにより、ステークプールオペレーター報酬を受領するとともに、暗号資産のステーキングによりステーキング報酬 (以下、これらの報酬を併せて「本件報酬」という。) を受領している。

本件報酬は、照会者がブロックチェーンネットワークを利用する不特定多数の者に行った役務提供の対価であるものの、その支払は、当該役務提供を受けた者からではなく、ブロックチェーンネットワークから行われるものであり、当該ブロックチェーンネットワークに運営者は存在しない。

この場合、本件報酬は、照会者が行う役務提供と対応関係がないことから、資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象とならないと解して差し支えないか。

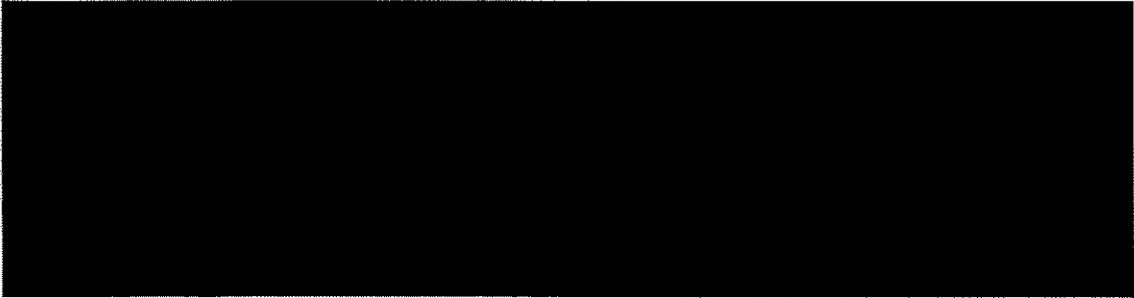
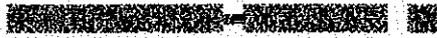
【処理てん末】

本照会の検討に当たって、照会者に対し、取引内容を説明する資料の提出を求めたところ、個別具体的な資料の提出ができないため、本照会を取り下げる旨の申出がなされた。

[REDACTED]、照会者から取下書が提出されたため、本照会に係る審理を終了する。

以上

処理年月日	[REDACTED]	処理態様	文書回答・ <input checked="" type="checkbox"/> 非文書回答 (口頭回答=有・ <input type="checkbox"/> 無)	局 WAN	要・ <input type="checkbox"/> 否
-------	------------	------	--	-------	-------------------------------



- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係長	係員
	決裁日([REDACTED]) 審理課	決 裁 了					
	決裁日(. . .) 課						
決裁日(. . .) 課							

整理番号 B2022-041

局名	東京局 審理課 濱田 麻莉	関係課		担当者	
担当者	内線 [REDACTED]				

照会者	納税者 団体等	(照会者名) [REDACTED]	照会年月日	[REDACTED]
	その他	(役職等) [REDACTED]	審査開始日	[REDACTED]

【照会事項】

暗号資産 ([REDACTED]) のステークプール運営により受領するステークプールオペレーター報酬及びステーキングにより受領するステーキング報酬の消費税法上の取扱いについて

【照会要旨】

[REDACTED] (以下「照会者」という。) は、暗号資産 ([REDACTED]) のステークプールを運営することにより、ステークプールオペレーター報酬を受領するとともに、暗号資産のステーキングによりステーキング報酬 (以下、これらの報酬を併せて「本件報酬」という。) を受領している。

本件報酬は、照会者がブロックチェーンネットワークを利用する不特定多数の者に行った役務提供の対価であるものの、その支払は、当該役務提供を受けた者からではなく、ブロックチェーンネットワークから行われるものであり、当該ブロックチェーンネットワークに運営者は存在しない。

この場合、本件報酬は、照会者が行う役務提供と対応関係がないことから、資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象とならないと解して差し支えないか。

【処理てん末】

本照会の検討に当たって、照会者に対し、取引内容を説明する資料の提出を求めたところ、個別具体的な資料の提出ができないため、本照会を取り下げる旨の申出がなされた。

[REDACTED]、照会者から取下書が提出されたため、本照会に係る審理を終了する。

以上

処理年月日	[REDACTED]	処理態様	文書回答・ <input checked="" type="checkbox"/> 非文書回答 (口頭回答=有 <input type="checkbox"/>)	局 WAN	要 <input checked="" type="checkbox"/> 否
-------	------------	------	--	-------	---